

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年3月4日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：タイ国エリア交通管制システム拡大によるバンコク都交通渋滞改善対策実施アドバイザー
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業務名称：タイ国エリア交通管制システム拡大によるバンコク都
交通渋滞改善対策実施アドバイザー

調達管理番号：25a00937

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとしします。

2026年3月4日

独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：タイ国エリア交通管制システム拡大によるバンコク都交通渋滞改善対策実施アドバイザー

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2026年5月 ～ 2028年4月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の20%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の20%を限度とする。

(6) 部分払の設定¹

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2026年度（2027年2月頃）

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

2) 2027年度(2028年2月頃)

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先: outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

社会基盤部運輸交通グループ第一チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年3月10日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026年3月11日 12時まで
3	質問への回答	2026年3月16日まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限	2026年3月23日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知	2026年4月1日まで
7	技術評価説明の申込(順位が第1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先: https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/KXWShFMGTk>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしていただきます。

(2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

1) プロポーザル・見積書

① 電子データ (PDF) での提出とします。

② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「25a00123_〇〇株式会社_見積書 (または別見積書)」としてください。

③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

④ 別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください (ファイルに分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします)。

⑤ 別提案書 (第3章4. (2) に示す上限額を超える提案) がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)

(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

2) 別提案書 (第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合)

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価 (技術評価) を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドラ

イン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

（1）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、本アドバイザー業務の目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	活動1-4のATCシステムの市場（コンサルタント及びサプライヤー）の調査方針及びプロセスについて、第三国調査の要否、内容含めて提案願います。	第4条2（1）①成果1 活動1-4
2	活動1-5において、ATCシステムの適用エリア案を再検討の方針及びプロセスについて提案願います。	第4条2（1）①成果1 活動1-5

3	活動 2-1～2-3 記載の、実施機関への知見・教訓の提供について具体的な方策を提案願います。	第 4 条 2 (1) ②成果 2 活動 2-1～2-3
4	活動 2-4～2-5 記載の、SATREPS との連携について想定される具体的な方策を提案願います。	第 4 条 2 (1) ②成果 2 活動 2-4～2-5

3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での備上。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第 3 章「2. 業務実施上の条件」参照）。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第 1 章「3. 競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO に再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第 1 条 業務の目的

「第 2 条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第 3 条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第 4 条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、業務の目標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

JICAは、バンコク都庁（Bangkok Metropolitan Administration、以下「BMA」という）およびタイ王国警察と協力し、2019年から2024年にかけて技術協力プロジェクト「タイ王国におけるモデルエリア交通管制システムの構築を通じたバンコク都渋滞改善プロジェクト」（以下、「渋滞改善プロジェクト」という）を実施した。

渋滞改善プロジェクトでは、バンコク市内のパイロット地域において、面的交通管制（ATC：Area Traffic Control）システムの導入を通じて交通渋滞の緩和を図ることを目的とした。導入されたATCシステムは、BMAに設置されたコントロールセンター、13の交差点信号機、4つの歩行者用信号機ならびに、交通状況を監視する車両感知器で構成されている。信号制御はセンター・サーバーによって交通状況に応じた最適なタイミングで作動する仕組みとなっている。

ATCシステムは2023年3月に完成し、運用が開始され、運用状況を確認しつつ、信号タイミングの微調整を行った。その後、ATCシステムの効果の検証（実証実験（PoC：Proof of Concept））を行うため、運用開始後のアンケート調査をし、運用開始前のアンケート調査と比較を行った結果、日中の混雑（待ち行列の長さ）が30%減少していることが確認された。一方、ATCシステムの拡張には、車両感知器や通信回線の整備、大規模な中央制御装置の維持更新コストなどの課題が伴う。また、信号制御技術は日々進化しており、近年では自律・分散型AI信号制御など、集中制御に依存しない新たな交通管制技術の開発も進められている。

現在、BMAはATCシステムのさらなる拡張を検討しており、まずは単独制御の感応制御信号の導入から取り組みを開始している。渋滞改善プロジェクトを通じてBMA職員はATCに関する一定の知識・ノウハウを習得したものの、設計・入札・実施を独自に進めるまでには技術的な課題が残っている。そのため、BMAは日本政府に対して、ATCシステム拡張に伴うコンサルタント・機材調達並びに交通管理に関する技術的助言を行う専門家として、「エリア交通管制システム拡張によるバンコク都交通渋滞改善対策実施アドバイザー」の派遣を要請した。

JICAは現在、地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）を通じて、「気候変動緩和に貢献する新興大都市におけるデータ駆動型の動的交通マネジメントに関する研究」（以下、「3Dプロジェクト」という）を支援している。3Dプロジェクトは、チュラロンコン大学と東京大学（研究代表機関）等の日本側研究機関との協力により、バンコク首都圏を対象に、交通渋滞や二酸化炭素排出量の削減に資する交通状態推定手法および交通マネジメント施策評価手法等の開発を目指している。

3Dプロジェクトの成果の1つに、「ミクロ的な交通マネジメント手法の開発・適

用」を掲げ、BMA が導入する単独制御信号の効果を高めるための社会実験の実施が想定されている。ATC システムのバンコク都全域への拡張がコスト面で課題を抱える中、BMA が 3D プロジェクトの社会実験に協力することおよびその成果を社会実装することは、通信線の大規模な敷設工事を要さない単独制御信号の有効活用に資するものである。BMA と 3D プロジェクトへの協力およびその成果の社会実装について議論した際には、上記記載の成果に対する関与と、信号制御技術の潮流の把握にかかる関心が示されている。

以上の状況を踏まえ、JICA と BMA は、本アドバイザーの活動内容として、①ATC 拡張に関する詳細設計・入札支援・施工監理を行うコンサルタントの事業計画案作成、②3D プロジェクトとの連携に向けた BMA が有する交通データの活用や信号制御技術の潮流や交通工学に関する専門知識の提供、の 2 点で合意している。

- ・ 詳細計画策定調査実施時期：個別案件のため実施していない。
- ・ RD 署名：個別案件のため、RD なし。

別紙「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

(1) BMA との意思疎通

BMA では日常業務で英語は使用されておらず、特に専門知識を交えた意見交換・説明を英語のみで対応することは困難であると想定される。BMA のカウンターパートとはタイ語通訳等を交えるなど、技術移転が伝わりやすいよう留意する。BMA との密な関係を維持し、交通管制に関する BMA 内の政策の動向の情報収集に務める。

(2) 研究機関との連携補助

3D プロジェクトの日本側研究機関およびタイ側研究機関（チュラロンコン大学）は、交通管理の改善に関する研究活動が主な活動であり、BMA への直接的な技術支援は活動に含まれていない。しかし BMA が保有する交通関係情報（特に交通監視カメラの画像情報）は 3D プロジェクトの推進にとって非常に有益な情報ソースであり、また 3D プロジェクトの研究結果の社会実装に向けては、BMA と研究者との調整・連

携が不可欠である。したがって、本アドバイザー、BMA の保有する交通情報を 3D プロジェクトに活用する上での基礎的な区分・整理を行うとともに ATC 等の高度な信号管制システムの調達等に関して BMA に対する実務的・技術的な支援を行うことで、3D プロジェクトと BMA との調整・連携を補完的に担うことが期待される。

3D プロジェクトの進捗説明のために、代表研究機関（主に「ミクロ的な交通マネジメント手法の開発・適用」の研究者）と本業務の受注者との面談は、契約後に JICA が調整する。

第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務にかかる事項

(1) 本個別案件に関する業務

- ① 成果 1：BMA の ATC システム拡張支援のための事業計画（案）が策定される。

活動 1-1：渋滞改善プロジェクトのパイロット事業で導入した ATC システムの BMA とタイ王国警察による運用・維持管理状況を確認する。

渋滞改善プロジェクトで導入された ATC システムの稼働状況を確認する。また、BMA およびタイ王国警察による運用・維持管理体制、ならびに関連マニュアル（運用・維持管理マニュアル、手動制御ガイドライン等）の活用状況を確認する。

以上を通じて、ATC システム拡張支援のための事業計画案作成に先立ち、拡張時に必要となる技術要件や運用体制の課題を明確にする。

活動 1-2：BMA の単独型感応制御信号の導入状況および計画を確認する。

BMA による単独型感応制御信号の導入スケジュール、対象地域、予算措置、契約の準備・履行状況および性能・仕様等を確認する。

活動 1-3：渋滞改善プロジェクトで作成した ATC システム整備計画案のレビューを行う。

渋滞改善プロジェクトで策定した ATC システム整備計画案の活用状況や予算措置の状況を確認する。

ATC システム整備計画案で提案されている内容（ATC システムの設計方針や段階的拡張方法、ATC システム拡張支援のコンサルタント業務の概要

など)をBMAと再確認する。

活動1-4：ATCシステムの市場（コンサルタント及びサプライヤー）の調査を行う。

ATCシステム拡張支援のための詳細設計・入札支援・施工監理を担うコンサルタントの候補について、国内外を対象に調査する²。国内外のコンサルタントの技術力・実績を調査し、事業計画案に反映する。なお、日本とタイ以外の第三国コンサルタント・サプライヤーを調査する場合は書面での調査に留める。

ATCシステム拡張の本体事業のサプライヤー候補についても同様に調査する。

活動1-5：ATCシステムの適用エリア案を再検討する。

BMAの予算規模や単独型感応制御信号の導入スケジュール等を考慮して、現実的なATCシステムの拡張エリア案を再検討する³。なお、ATCシステムの拡張の検討に当たっては、活動1-1～1-4を踏まえ、渋滞改善プロジェクトでのパイロット事業で導入したATCシステムの接続エリアを単に見直すことに止まらず、当該システムの改良、入れ替え更新および単独型感応制御信号との相互接続も含めたATCシステム自体の改良も選択肢に入れた検討を行う。

活動1-6：ATCシステム拡張支援のための事業計画策定を支援する。

ATCシステム整備計画案で提案されている内容を基に、BMAによる実際の詳細設計・入札支援・施工監理コンサルタントの調達の参考に資する事業計画案を作成する。併せて、コンサルタントの雇用に必要な経費についても、作成された事業計画案を踏まえて渋滞改善プロジェクトの積算を必要があれば更新する。

活動1-4の市場調査を踏まえる必要があるが、ATCシステム拡張支援のための詳細設計・入札支援・施工監理コンサルタントはタイ国外のコンサルタントとなる可能性が高い。BMAは国際競争入札の経験が浅いため、本件のコンサルタント調達で活用可能な入札図書を紹介、及び入札図書素案作成に必要な情報・知見の提供を行う。

² 活動1-4のATCシステムの市場（コンサルタント及びサプライヤー）の調査方針及びプロセスについて、第三国調査の要否、内容含めてプロポーザルにて提案願います。

³ 活動1-5において、ATCシステムの適用エリア案を再検討の方針及びプロセスについてプロポーザルにて提案願います。

ATC システム拡張本体の調達においても、ATC システムという特殊性のあるシステムの導入に際して、提案された技術と契約の両面を踏まえた入札評価を行う調達スキームの設計と、BMA の理解促進が必要である。渋滞改善プロジェクトにおいて ATC システムの拡張は「二札入札」（注：技術札を開き合格した提案者の価格札を開き、その中の最も低い価格札の提案者を契約交渉相手とする方式）等の適用が提案されているが、BMA にとっては未経験の調達手法である。そのため、活動 1-3 にて作成される ATC システム整備計画案に基づいて BMA が将来的に雇用する詳細設計・入札支援・施工監理コンサルタントにどのような業務を期待するかという枠組み作りの一環として、ATC システム拡張の本体調達で想定される調達スキームについて、BMA への説明と理解促進を行う。

② 成果 2：BMA の交通工学及び交通管制に関する知識が向上する。

活動 2-1：交通工学上の渋滞発生メカニズムや渋滞対策手法に関する知見、教訓を提供する。

渋滞発生メカニズム、車線運用、信号現示の改良、ロードプライシング等、一般的な交通工学知識を講義又はセミナー形式で BMA 職員（大卒相当の技術者想定、以下活動における講義も同様の対象とする）に提供する。講義又はセミナーはタイ語で実施し、講義の実施に当たっては 3D プロジェクトとの連携も検討する⁴。講義場所については BMA でアレンジする。

活動 2-2：信号制御方法（制御範囲、制御パラメータの設定方式、接続形式など）および交通管理施策に関する知見、教訓を提供する。

信号制御方法および交通管理施策について、行政官として理解しておくべき内容について BMA 職員に講義又はセミナー形式で提供する。講義又はセミナーはタイ語で実施する⁵。講義場所については BMA でアレンジする。

活動 2-3：今後の ATC 導入を図る上での基本知識を提供すべく、世界の信号技術の動向について知見、教訓を提供する。

今後の ATC 導入に向けた基礎知識として、世界で最新の信号制御技術（例：自律分散型制御、AI による渋滞予測を活用した信号制御等）について講義又はセミナーを行う。講義又はセミナーはタイ語で実施提供する。

⁴ 講義又はセミナー内容・回数や具体的な方策についてプロポーザルで提案願います。

⁵ 講義又はセミナー内容・回数や具体的な方策についてプロポーザルで提案願います。

講義又はセミナー場所については BMA でアレンジする⁶。

活動 2-4：BMA の交通管理施策改善のための既存高度道路交通システム
(ITS：Intelligent Transport Systems 機材、以下「ITS」とい
う) の状況確認と活用策の検討

BMA の情報通信 (ICT) 技術を活用した交通管理施策改善のために既存
ITS 設備とその取得データの状況を確認するとともに、当該データの有効
利用を 3D プロジェクトで検討するための準備を行う。また、その成果に
ついて BMA の理解を促す⁷。

活動 2-5：Adaptive Signal の配置状況や「気候変動緩和に貢献する新興大
都市におけるデータ駆動型の動的交通マネジメントに関する研
究」における成果の一つである、「ミクロ的な交通マネジメント
手法が開発・適用される」の検討状況を踏まえ、SATREPS で行うこ
とが想定される信号制御改善の社会実験のサイトの選定や準備、
実施において BMA を技術支援する⁸。

(a) 社会実験の企画・調整支援

3D プロジェクトの研究機関と連携し、信号制御改善に関する社会実験
の計画やスケジュールの確認を行う。社会実験のサイト選定において、
BMA の政策方針、交通管理能力、実施体制等を考慮し、BMA に専門的助
言を行う。

(b) 社会実験に向けた準備および実施における技術支援

BMA が行う社会実験の準備・実施に対し、以下の観点から技術支援を
行う。

- ・信号制御改善の内容に応じて、交差点信号のパラメータ設定（サイ
クル長、現示時間など）に関する助言を行う。
- ・実験に必要となる MA が行うべき交通規制や周知、準備すべき機材
（例：光ファイバー、監視カメラ、センサー等）の使用可能性や設
置方法等に関する技術的確認や助言を行う。
- ・社会実験期間中における BMA による交通データの収集支援、トラブ
ル発生時の初期対応に関する助言を行う。

⁶ 講義又はセミナー内容・回数や具体的な方策についてプロポーザルで提案願います。

⁷ SATREPS との連携について想定される具体的な方策をプロポーザルで提案願います。

⁸ SATREPS との連携について想定される具体的な方策をプロポーザルで提案願います。

(2) 本邦研修・招へい

本業務では、本邦研修・招へいを想定していない。

(3) その他

① 収集情報・データの提供

- ▶ 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- ▶ 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- ▶ 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
 - データ格納媒体：CD-R（CD-R に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
 - 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

② ベースライン調査

本業務では当該項目は適用しない。

③ インパクト評価の実施

本業務では当該項目は適用しない。

④ C/P のキャパシティアセスメント

本業務では当該項目は適用しない。

⑤ エンドライン調査

本業務では当該項目は適用しない。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

本業務では当該項目は適用しない。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

本業務では当該項目は適用しない。

第5条 報告書等

1. 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。

- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	-
ワーク・プラン	最初の渡航前まで	英語	電子データ	-
個別案件活動進捗報告書	現地活動開始から 6 ヶ月ごと	日本語・英語	電子データ	-
活動結果報告書 (現地派遣毎)	各現地活動終了時から起算して 10 営業日以内	日本語	電子データ	-
専門家業務完了報告書	契約履行期限末日	日本語・英語	製本	各 1 部
			CD-R	各 2 部

- 専門家業務完了報告書は、履行期限 3 ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① 業務の概要（背景・経緯・目的）
- ② 業務実施の基本方針
- ③ 業務実施の具体的方法
- ④ 業務実施体制
- ⑤ 業務フローチャート
- ⑥ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure等の活用）
- ⑦ 要員計画
- ⑧ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑨ その他必要事項

(3) 個別案件活動進捗報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

(4) 専門家業務完了報告書及び活動結果報告書

- ① 業務の概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（活動のフローに沿って記述）
- ③ 活動の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ 目標の達成度
- ⑤ 活動終了後の活動展開に向けての提言

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

- (ア)業務フローチャート
- (イ)WBS等業務の進捗が確認できる資料
- (ウ)人員計画（最終版）
- (エ)遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- (オ)供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- (カ)その他活動実績

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する資料があれば、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS等の活用）
- (4) 活動に関する写真

第6条 再委託

本業務では、再委託を想定していない⁹。

第7条 機材調達

本業務では、機材調達を想定していない。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

⁹ ただし、再委託による業務の遂行が不可欠と考える業務がある場合には、当該業務の内容・方法及び再委託によることが必要な理由を詳述し、協議する。

案件概要表

1. 案件名

国名： タイ王国（タイ）

案件名：

（和名）エリア交通管制システム拡大によるバンコク都交通渋滞改善対策実施アドバイザー

（英名）Advisor for the expansion of measures to improve traffic congestion in Bangkok Metropolitan Administration through the expansion of area traffic control system

2. 事業の背景と必要性

（1）当該国における運輸交通セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け
タイは1人当たりのGNIが約7千米ドル（2024年）となり高中所得国に分類される一方で、中進国ならではの高度化・複雑化した課題への対応、誰も取り残さないバランスのとれた社会経済の成長と発展の推進が必要とされている。こうした中、運輸交通セクターでは、公共的な運輸サービスへのアクセス格差の解消、渋滞や大気汚染を解決するための公共交通機関の拡充、モータリゼーションの加速に伴う交通環境の悪化への対応などが課題となっている。

また、タイ政府は気候変動対策として、2020年までにBAU（Business As Usual）比7～20%の排出量削減を目指すNAMAs（Nationally Appropriate Mitigation Actions：適切な緩和行動）を提案し、15.40%の削減を達成した。更に2030年までの排出量の削減目標を20～25%から30～40%に引き上げ、2050年のカーボンニュートラルを目指す新たな目標を掲げ、ITMOs（Internationally Transferred Mitigation Outcomes：国際的に移転する緩和成果）の適用が表明された。一方でバンコク首都圏は政治、経済、文化、教育の中心地として成長を続けているが、この成長は温室効果ガス排出にも影響を与えておりタイの温室効果ガスの総排出量において、エネルギー分野は約7割を占めている。そのため、バンコク首都圏において交通渋滞緩和対策を講じることは運輸交通サービスの向上や交通環境の改善に加え、気候変動対策への貢献にも繋がることを期待される。

当該分野における我が国の協力は、バンコク都庁（以下、BMA）およびタイ王国警察と協力し、技術協力プロジェクト「タイ王国におけるモデルエリア交通管制（以下、ATC）システム構築によるバンコク市内交通渋滞改善プロジェクト」（BATCP）（2019年～2025年）を実施した。同事業で実施したパイロットプロジェクトによるATCシステムの導入と効果検証の結果、日中の混雑（待ち行列の長さ）が30%減少するという概念実証（POC）の結果が得られた。また現在、チュラロンコン大学を主な協力先としてBMAによる情報提供と実証実験地の提供を受けながら地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）「気候変動緩和に貢献する新興大都市におけるデータ駆動型の動的交通マネジメントに関する研究」（2025年～）を実施している。同案件では、データ駆動型の交通計画手法や交通工学理論に基づいた交通渋滞や二酸化炭素排出量の削減に資する交通状態推定手法及び交通マネジメント施策評価手法の開発を行っている。他方で、交通渋滞改善の手法を社会実装するためには、上記の試行的取組みや学術レベルの理論整備に加えて、システム拡張の設計及び調整を行う必要がある。こうした中、大規模なシステム導入を経験していないBMAにはシステム導入に

係る知見を有していない課題がある。

かかる状況下、タイ政府は ATC システム拡張支援のための事業計画策定支援および BMA の交通工学及び交通管制に関する知識向上を目的として、日本に個別専門家「エリア交通管制システム拡大によるバンコク都交通渋滞改善対策実施アドバイザー」（以下、本案件という）の派遣を要請した。本事業は、同要請に基づき実施するもの。

（２）運輸交通セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

我が国は、「対タイ国別開発協力方針（2024 年 9 月）」の 3. 重点分野（中目標）「持続的な経済開発及び成熟する社会への対応」にて、渋滞緩和や防災対策等の都市機能の向上、質の高いインフラ整備等、持続可能な社会・経済開発の基盤となる協力に取り組むとされており、交通混雑の緩和や温室効果ガス排出削減に資する効果の評価手法を開発する本事業は当該方針と整合する。また、タイ国 JICA 国別分析ペーパー（2025 年 3 月）では、JICA が取り組むべき重点分野として「持続的な経済発展と成熟する社会への対応」が明記されており、本案件はその中の開発課題「持続可能な社会・経済の発展」を目指すための運輸交通のテーマの一部として位置付けられる。

本事業による気候変動問題への支援、交通渋滞改善による安全性の向上は、JICA の課題別事業戦略「グローバルアジェンダ」においては、気候変動分野における「パリ協定の実施促進」クラスターに含まれる活動内容であるとともに、交通渋滞を起因とした事故防止及び歩行者の安全確保の観点から運輸交通分野における「道路交通安全クラスター」に位置付けられる。加えて、本事業は SDGs のゴール 3「すべて人々の健康的な生活」、ゴール 9「産業と技術革新の基盤」、ゴール 11「住み続けられるまちづくり」及びゴール 13「気候変動対策」に資するものである。

（３）他の援助機関の対応

他援助機関の関連分野の活動は実施されていない。

3. 事業概要

- （１）プロジェクトサイト／対象地域名
タイ バンコク都（人口 1150 万人、2026 年）
- （２）事業実施期間
2026 年 5 月～2027 年 4 月を予定（計 24 カ月）
- （３）事業実施体制
バンコク都庁（BMA）交通運輸局

4. 事業の枠組み

- （１）成果
成果 1：BMA の ATC システム拡張支援のための事業計画（案）が策定される。
成果 2：BMA の交通工学及び交通管制に関する知識が向上する。
- （２）主な活動
成果 1
活動 1-1：渋滞改善プロジェクトのパイロット事業で導入した ATC システムの

BMA とタイ王国警察による運用・維持管理状況を確認する。

活動 1-2：BMA の単独型感応制御信号の導入状況および計画を確認する。

活動 1-3：渋滞改善プロジェクトで作成した ATC システム整備計画案のレビューを行う。

活動 1-4：ATC システムの市場（コンサルタント及びサプライヤー）調査を行う。

活動 1-5：ATC システムの適用エリア案を再検討する。

活動 1-6：ATC システム拡張支援のための事業計画策定を支援する。

成果 2

活動 2-1：交通工学上の渋滞発生メカニズムや渋滞対策手法に関する知見、教訓を提供する。

活動 2-2：信号制御方法（制御範囲、制御パラメータの設定方式、接続形式など）および交通管理施策に関する知見、教訓提供する。

活動 2-3：今後の ATC 導入を図る上での基本知識を提供すべく、世界の信号技術の動向について知見、教訓を提供する。

活動 2-4：BMA の交通管理施策改善のための既存 ITS 機材の状況確認と活用策の検討

活動 2-5：Adaptive Signal の配置状況や「気候変動緩和に貢献する新興大都市におけるデータ駆動型の動的交通マネジメントに関する研究」における成果 4（ミクロ的な交通マネジメント手法が開発・適用される）の検討状況を踏まえ、SATREPS で行うことが想定される信号制御改善の社会実験のサイトの選定や準備、実施において BMA を技術支援する。

以 上

共通留意事項

1. 必須項目

(1) C/Pのオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/Pとの協働作業を通じて、C/Pがオーナーシップを持って、主体的に活動を実施し、C/P自らが活動を管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、業務終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記C/Pのオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(2) 業務の柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスや業務を取り巻く環境の変化によって、活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、業務全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、業務の方向性について発注者に提言する（変更に当たっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う。

(3) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、業務の意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

(4) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(5) 根拠ある評価の実施

- 業務の成果検証・モニタリング及び業務内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、業務の基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使用できるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

3. 専門家業務完了報告書／個別案件活動進捗報告書の作成

- 受注者は、業務の活動結果、業務目標の達成の達成に向けた提言等を含めた専門家業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：ITSに関する技術協力

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

* 1) 及び2) を併せた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

① 対象国及び類似地域：タイ国及び全途上国地域

② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

- 1) 現地渡航①：2026年5月～9月の間
- 2) 現地渡航②：2026年10月～2027年3月の間
- 3) 現地渡航③：2027年4月～9月の間
- 4) 現地渡航④：2027年10月～2028年3月の間
- 5) 専門家業務完了報告書提出：2028年4月

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

- 1) 業務量の目途 約 7.94 人月
- 2) 渡航回数を目途 延べ8回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 気候変動緩和に貢献する新興大都市におけるデータ駆動型の動的交通マネジメントに関する研究 案件概要表
- 気候変動緩和に貢献する新興大都市におけるデータ駆動型の動的交通マネジメントに関する研究 討議議事録(Record of Discussion)

2) 公開資料

- タイ国 モデル地域交通管制システムの構築を通じたバンコク都渋滞改善プロジェクト プロジェクト事業完了報告書
(<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12388856.pdf>)
- 気候変動緩和に貢献する新興大都市における データ駆動型の動的交通マネジメントに関する研究 令和6年度実施報告書
(https://www.jst.go.jp/global/kadai/pdf/r0605_r6.pdf)

(4) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有

2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	有
6	Wi-Fi	有

（5）安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA タイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外と

しますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合:超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合:当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

【上限額】40,067,000円(税抜)

※ 上記の金額は、下記(3)別見積としている項目、及び(4)定額計上としている項目を含みません(プロポーザル提出時の見積には含めないでください)。

※ 本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

本案件は、定額計上はありません。

(5) 見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください(千円未満切捨て不要)。

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画/作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務等の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)